

○玉名市議会会派代表者会議規程

平成29年11月10日

議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、玉名市議会基本条例（平成29年条例第22号）第14条第3項の規定に基づき、会派代表者会議（以下「代表者会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 代表者会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 会派に関する事。
- (2) 会派間の連絡調整又は協議に関する事。
- (3) 会派室の割当てに関する事。
- (4) 一般選挙後に初めて開かれる議会の運営に関する事。
- (5) 議席に関する事。
- (6) 議員の身分及び人事に関する事。
- (7) 特別委員会等の設置に関する事。
- (8) 議員の慶弔に関する事。
- (9) 議長の代表権の行使に当たり協議が必要とされる事項に関する事。
- (10) 議会の慣例及び申合せに関する事。
- (11) 全員協議会を招集する暇がない場合において協議が必要となる事項に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 代表者会は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって組織する。

2 会派に所属しない議員（以下「無会派の議員」という。）は、代表者1人を選出し、その代表者は代表者会にオブザーバーとして参加する。

3 一般選挙後、議長が選出されるまでの間は、年長の議員及び各会派の代表をも

って組織する。ただし、会派の代表者又は無会派の議員の代表者が年長の議員である場合は、会派にあつては当該会派に所属する議員のうちから、無会派の議員にあつては他の無会派のうちから代理者を指名し、会議に出席させるものとする。

(主宰者)

第4条 代表者会は、議長が主宰する。

(議長の職務代行)

第5条 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

2 議長及び副議長ともに事故があるときは、年長の議員が議長の職務を行う。一般選挙後、議長が選出されるまでの間も、同様とする。

(招集)

第6条 代表者会は、議長が招集する。ただし、一般選挙後、議長が選出されるまでの間は、議会事務局長が招集するものとする。

2 議長は、あらかじめ協議する事項等の件名を文書（電子メールを含む。）で示し、代表者会を招集しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 議長は、構成員の半数以上の者から協議する事項等を示して招集の請求があつたときは、代表者会を招集しなければならない。

(会議の開閉)

第7条 開議、散会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

(会議)

第8条 代表者会は、第2条に規定の所掌事務について協議する。

2 議長は、代表者会を代表し、会務を総理する。

3 代表者会は、原則として構成員全員が出席して会議を開かなければならない。

(代理者の出席)

第9条 会派は、代表者に事故があるときは、当該会派に所属する議員のうちから、代理者を指名し、会議に出席させることができる。

2 無会派の議員は、代表者に事故があるときは、他の無会派のうちから代理者を指名し、会議に出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、市長その他執行機関及び関係者の出席を求めることができる。

(発言)

第11条 代表者会の発言については、玉名市議会会議規則（平成17年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第114条から第117条までの規定を準用する。

(意見の表明)

第12条 会派の代表者又はその代理として出席した議員が表明する意見は、当該議員が所属する会派の意見とみなす。

(決定事項及び調整事項の遵守)

第13条 代表者会において決定した事項及び調整した事項については、これを遵守しなければならない。

(規律)

第14条 代表者会の規律については、会議規則第151条から第157条までの規定を準用する。

(会議の非公開)

第15条 代表者会は、原則として公開しない。

(記録)

第16条 議長は、議会事務局の職員をして代表者会の開催日時、会議の概要及び出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(庶務)

第17条 代表者会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、代表者会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年11月13日から施行する。